

豊後佐伯藩関係資料

河野松男氏収集文書類 (四)

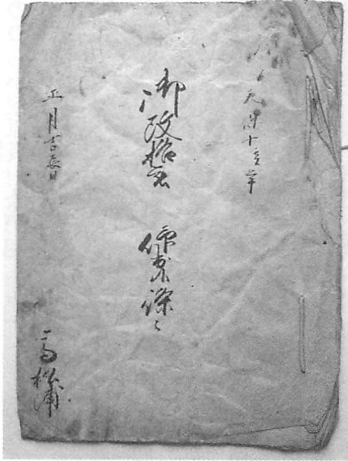
資料収集 河野松男

(会員 佐伯市城東町)

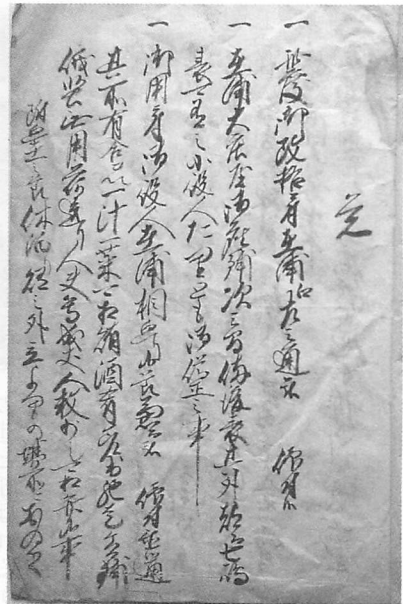
解説・編集 矢野徳彌

(会員 佐伯市本匠)

今回は、高松浦庄屋文書の中より、「御改格被仰出候 條々 (天保十年亥年・正月吉辰日)」を紹介する。



おがいかく 御改格
おいでいだされそうろう 被仰出候
じょうじょう 條々



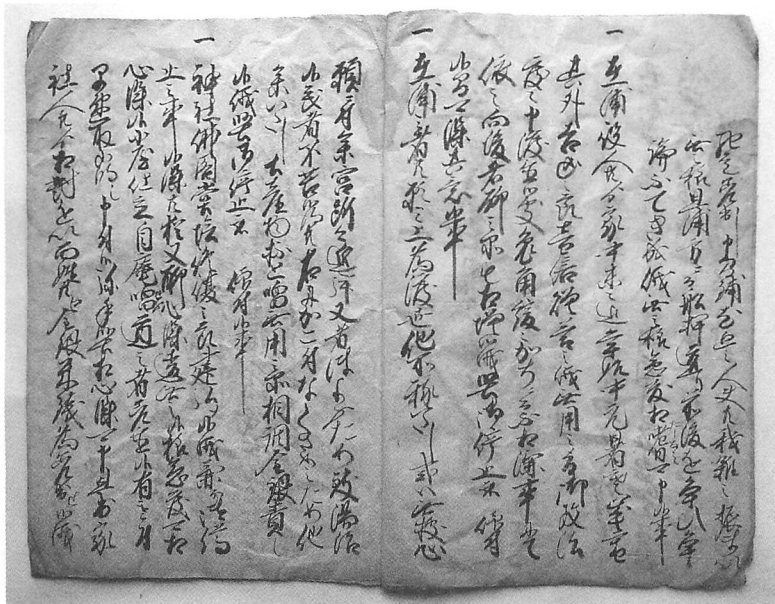
《読み下し文》

覚

一此度御改格に付き、在浦へ左のとおり仰せ付けられ候
一在浦大庄屋御座鋪・次之間備後表その外すべて七嶋表
これ有るべし、小役人たりとも御停止の事。

一御用に付き、御役人在浦相廻り候節、兼て仰せ付け置
かれ候通り其の所有り合わせをもつて一汁一菜相贈う
べし。酒肴差出し馳走がましき儀堅く無用。荷送り人夫
など成る丈人数少し相わきまうべく候事。

附り 廻在の節休み・泊まり・賄のほか立ちよりの
場所において馳走差し出し申すまじく、尤も廻りの



此を原割り方浦を以て又ハ裁糸、格を以て
公儀是浦より取付、其の儀を以て
浦にて与、然、公儀を以て、其の儀を以て、

一 在浦役人共より家中末々まで、年始、中元、暑寒、歳暮
其外吉凶の節、音信・贈答の儀無用の旨、御政法
度々申し渡し置き候處、兎角緩みがちにて相濟まざ
る事にて、これにより向後は聊の品も相贈候儀、堅く御
停止仰せ付られ候間、その意を得べく候事。

一 在浦の者共願いの上、渡世の為他所稼ぎ致し、あるいは
よんどころ無き心願につき参宮・所々・巡拜又は保養
の為湯治致し候義は苦しからず候えども、右にかこ付
けなくさめの為他参いたし、土産物などと唱え無用の
品相調え金銀責(費)し候儀、堅く御停止仰せ付られ
候事。

一 神社佛閣堂塔修復の節、建て弘め候儀、兼て御停止の
事に候えども、猶又聊心得違ひこれ無き様、急度、相心
得候べく候、小屋仕立て自庵と唱道の者差し置き候こ
れ有るに付き、早速取り崩し申し付け候。いよいよ手堅
く相心得申すべし。且つ出家・社人共より相對をもつ
て百姓共へ金銀米銭差し出させ候儀、堅く無用に候

人夫共我雜の振まいこれ無き様、且つ浦方にて船
お送り前後を争い争論ふてきなる儀これ無き様急度
相嗜み申すべく候事。

一 在浦役人共より家中末々まで、年始、中元、暑寒、歳暮
その外吉凶の節、音信・贈答の儀無用の旨、御政法
度々申し渡し置き候處、兎角緩みがちにて相濟まざ
る事にて、これにより向後は聊の品も相贈候儀、堅く御
停止仰せ付られ候間、その意を得べく候事。

一 在浦の者共願いの上、渡世の為他所稼ぎ致し、あるいは
よんどころ無き心願につき参宮・所々・巡拜又は保養
の為湯治致し候義は苦しからず候えども、右にかこ付
けなくさめの為他参いたし、土産物などと唱え無用の
品相調え金銀責(費)し候儀、堅く御停止仰せ付られ
候事。

一 神社佛閣堂塔修復の節、建て弘め候儀、兼て御停止の
事に候えども、猶又聊心得違ひこれ無き様、急度、相心
得候べく候、小屋仕立て自庵と唱道の者差し置き候こ
れ有るに付き、早速取り崩し申し付け候。いよいよ手堅
く相心得申すべし。且つ出家・社人共より相對をもつ
て百姓共へ金銀米銭差し出させ候儀、堅く無用に候

一 浦大庄屋・庄屋共、晒・帷子・貫物・太織の類、堅く
 無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至る
 まで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男
 女とも帯・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々
 急度申し渡しおき候處、心得違いたし候もの共もこ
 れ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥
 し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべ
 し、尚又聞き置く。尤も獻納に付き御免のものは、これ
 までの通り相心得べき事。

一 在浦役人・在醫・社人・山伏・并に傘御免のものの外

御役人免状これ無く候はば差し申し申すまじく候。若し心得違ひこれ有り候はば、在所・名前等承り届け、御役所へ早々申し出すべく候事。

附り 田畑に屋鋪取一切無用、これまで田地に取り障り候居宅の分は、山鼻差支え無き所を見立て、追々引移るべく候。尤もその節御役所に断り差図を請くべき事。

一 神事の儀、これまで有り来り候通り、猥りがましき儀これ無き様、祭座に相当たり候節は其の氏子限り相集め聊 責成候義、これ無き様相心得べく候事。

一 在浦大庄屋・庄屋共、晒・帷子・貫物・太織の類、堅く無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至るまで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男女とも帯・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々急度申し渡しおき候處、心得違いたし候もの共もこれ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべし、尚又聞き置く。尤も獻納に付き御免のものは、これまでの通り相心得べき事。

一 浦大庄屋・庄屋共、晒・帷子・貫物・太織の類、堅く無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至るまで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男女とも帯・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々急度申し渡しおき候處、心得違いたし候もの共もこれ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべし、尚又聞き置く。尤も獻納に付き御免のものは、これまでの通り相心得べき事。

一 浦大庄屋・庄屋共、晒・帷子・貫物・太織の類、堅く無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至るまで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男女とも帯・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々急度申し渡しおき候處、心得違いたし候もの共もこれ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべし、尚又聞き置く。尤も獻納に付き御免のものは、これまでの通り相心得べき事。

一 浦大庄屋・庄屋共、晒・帷子・貫物・太織の類、堅く無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至るまで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男女とも帯・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々急度申し渡しおき候處、心得違いたし候もの共もこれ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべし、尚又聞き置く。尤も獻納に付き御免のものは、これまでの通り相心得べき事。

一 浦大庄屋・庄屋共、晒・帷子・貫物・太織の類、堅く無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至るまで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男女とも帯・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々急度申し渡しおき候處、心得違いたし候もの共もこれ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべし、尚又聞き置く。尤も獻納に付き御免のものは、これまでの通り相心得べき事。

一 浦大庄屋・庄屋共、晒・帷子・貫物・太織の類、堅く無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至るまで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男女とも帯・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々急度申し渡しおき候處、心得違いたし候もの共もこれ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべし、尚又聞き置く。尤も獻納に付き御免のものは、これまでの通り相心得べき事。

一 浦大庄屋・庄屋共、晒・帷子・貫物・太織の類、堅く無用、百姓共儀は青染・紋附相用べし、女・子供に至るまで、すべて目立候染色・模様・形付とも堅く無用。男女とも帯・腰帶たりとも太織類一切無用の旨、追々急度申し渡しおき候處、心得違いたし候もの共もこれ有るやに相聞こえ不埒の至りに候。向後御法度相猥し候ものこれ有り候はば、厳しく御咎仰せ付けらるべし、尚又聞き置く。尤も獻納に付き御免のものは、これまでの通り相心得べき事。

差かさ相用いまじく、尤も女は格別たるべし。しかし女たりとも日がさ相用い候儀相成らず候

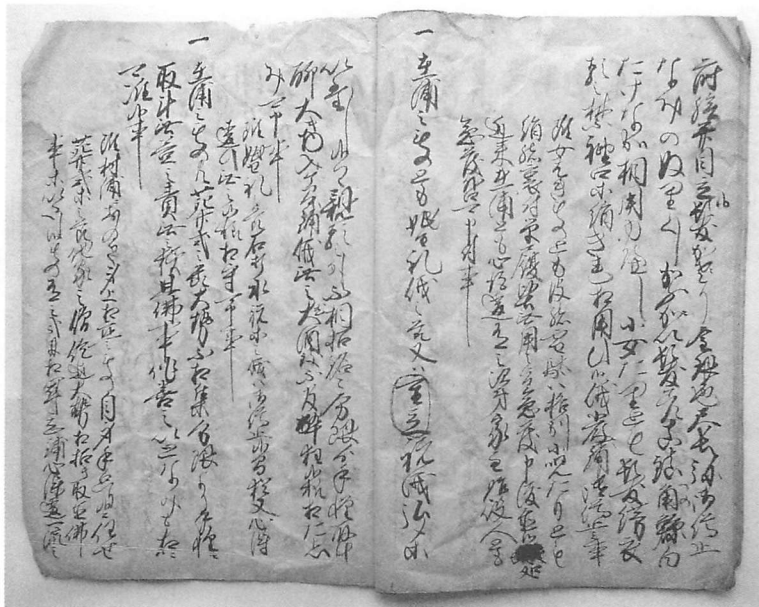
一 在浦百姓ども御定め之軒別之儀、いよいよ手堅く相心得申すべし、兼ねて申し渡し置き候通り家主・惣領・孫孫統の外、妻帯致させ候儀決して相成ず候。向後右御法度相背き候哉、あるいは納屋・小屋と籠・なべ籠を分け候ものこれ有らば、家主のものは申すに及ばず、家内残らず御領内住居御構村除帳仰せ付けられ、その所の役人とも不吟味の御答仰せ付けらるべく候間心得違ひこれ無き様嚴重御法度相守申すべき事。

木綿合羽等は在浦役人たりとも堅く無用の事。

附り 物庄屋所小使・在浦皆合、諸帳面等持廻り候事故、並の傘は格別たるべし。尤も献納に付き御免ん

のものども、これまでの通り相心得べく候事。

一 百姓共家作の儀、兼て仰せ付けられ候通り、急度相守り大造成普請決して仕り間鋪、随分手軽に造作令しむべし、板天井・襖等堅く無用。尤も、これまで有り来り候分はその仮にいたし置き修復の節に至り、取り放つべし、襖は板戸に取り替えるべし、以後家作いたし候はば、成就の上、村役人へ相断り役人とも見分致し候上御法度に違ひ候次才もこれ有らば、取り崩し建てさせ申すまじく候事。



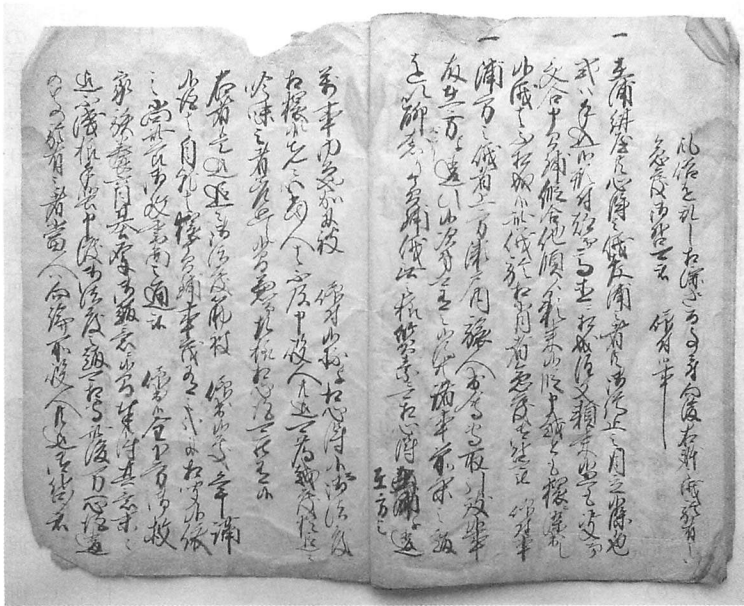
一 在浦のもの共、くし・かうがい・かんざし・黻甲・
 銀・水牛・蒔絵並びに目立つ髪かざり、金銀色・尺長
 いよいよ御停止、なみのぬりくし・かふがい・髪差・
 真鎮・角・鯨白・たけなが相用ゆべし。小女たりとも
 髪飾、衣類の襟・袖口等、絹きれ相用い候儀厳しく御
 停止の事。

一 在浦のものども、婚礼儀の節又は重立つ祝儀弘め等
 いたし候はば、親類の外相招かず、銘々分限より手軽に取
 り計らい、いささか大き物入りがましき儀これ無く、尤
 も大酒致し酔狂に及ばず候様相たしなみ申すべき事。
 附り 婚礼の節、石打・水祝い等の儀は御停止候間、
 猶又心得違ひこれ無き候様相守り申すべき事。
 一 在浦のもの共、葬式の節大勢集まらず、分限より手軽に
 取り計らい、無益之費これ無き様。その佛事・作膳のい
 となみも右に准ずべく候事。

一 在浦のものども、くし・かうがい・かんざし・黻甲・
 銀・水牛・蒔絵並びに目立つ髪かざり、金銀色・尺長
 いよいよ御停止、なみのぬりくし・かふがい・髪差・
 真鎮・角・鯨白・たけなが相用ゆべし。小女たりとも
 髪飾、衣類の襟・袖口等、絹きれ相用い候儀厳しく御
 停止の事。

一 在浦のものども、婚礼儀の節又は重立つ祝儀弘め等
 いたし候はば、親類の外相招かず、銘々分限より手軽に取
 り計らい、いささか大き物入りがましき儀これ無く、尤
 も大酒致し酔狂に及ばず候様相たしなみ申すべき事。
 附り 婚礼の節、石打・水祝い等の儀は御停止候間、
 猶又心得違ひこれ無き候様相守り申すべき事。
 一 在浦のもの共、葬式の節大勢集まらず、分限より手軽に
 取り計らい、無益之費これ無き様。その佛事・作膳のい
 となみも右に准ずべく候事。

に任せ、葬式等の節、他家の僧徒まで大勢招き取り置き佛事等いたし候ものこれ有るやに相聞き、在浦心



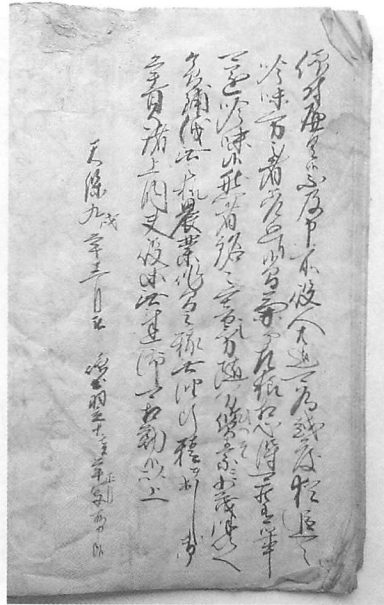
得違いっとうい一統の礼俗を乱し相濟まざる事に付き向後、右躰の儀これ有るにおいては、急度御答仰せ付けらるべく候事

一 在浦紺屋共心得の儀、在浦の者共御停止の目立ち候染色あるいは手込候形付、すべて高直に相成る。注文頼み来たり候とも決して受合申すまじく、たとい他領より頼み来たり候段申し越すとも、猥りに染出し候儀は相ならず候、此儀相背く者においては、急度御答仰せ付けられるべき事

一 浦方之儀は、上方・瀬戸内旅人出會專取引致し候事故、在方と違い候次第これ有るべく候得共、諸事前条の趣をもつて、聊も奢りがましき儀これ無き様、質素に心得べし、在方と違い萬事ゆるやかに仰せ付けられ候などと相心得候て、御法度相猥し候者には、当人は申すに及ばず、役人共まで越度たるべし。猶、追々吟味の者差し廻し候間、兼ねて左様相心得罷り有るべく候。

右は、これまで追々御法度筋仰せ出され候處、年満ち候えば自然と猥がましき事もこれ有るに相聞こえ候、これに依り、尚この節御改書面の通り仰せ出され候、全下方御救い、家族養育の基厚き御趣意に候間其

の意を得奉り、末々まで洩れざる様、手堅く申し渡し御
法度の趣相守るべし、この後万一心得違ひのものこれ
有るにおいては、当人は勿論、所役人共まで御答仰せ付
けられるべく候。



申すに及ばず役人共まで越度^{おと}たるべし、猶、追々吟味^{なま}方
者差し廻り候間、兼ねて左様相心得罷^{しか}り有るべく候事、吟
味を遂ぐべく候。然らば銘々の暮し方随分質素に、少しも
ついえがましき儀これ無き様、農業作間の稼ぎ油断無く
精を出し、御年貢・諸上納・夫役等 遅滞無く相勤むべ

く候 以上

天保九戌年十二月仰せ出だされ

翌十亥年正月写し取り申し候。

《文意》

それぞれの条文は、天保九年十二月に出され村々に通
達されたものである。この覚えは、天保十年正月に写し取
られたものである。

一このたび、改革(格)について、村々へ次の通り達しが
あつた。

一在浦(以下村々とする)大庄屋の座敷と次の間に限り畳
は備後表とし、その他はすべて七嶋蘭とせよ。庄屋以下
の小役人も当然(備後表を)使用してはならない。

一藩の役人が村々へ出張の際、食事は有り合わせの一汁
一菜ですませ、酒肴等の馳走は出さぬ事。荷持ち持ちの
人夫も、なるべく少なく配慮すること。

付けたり

・休憩・宿泊の場所以外の食事事も簡素にすること。付
き添いの人夫も、粗暴なふるまいを見せず、また浦方

にて、乗船の先を争い、口論・無法の振る舞いなど無きよう（村役人において）きびしくたしなめること。

一村々の役人どもより、家中の末々の者まで季節、吉凶の折り、音信贈答いんしんぞうたうをしてはならない。再度厳しく禁止申し付ける。

一村々の者が、生活のための出稼しゅかぎ、心願しんがんによる参宮・巡拝、保養のための湯治を願い出る事はよいが、これにかこつけて遊びのため他所へ赴き、土産などと言って無用の品を買ったり、無駄な支出をする事を堅く禁止する。

◇用語説明

備後表びんごおきて 広島県の尾道・福山地方から産出する畳表。

品質最良といわれる。

七嶋表しつとうい イグサで織った畳表、備後表より品質はやや下がるが堅牢。

一汁一菜いちじゅういちさい 簡素な食事を意味する。

音信いんしん 〓 便りのことだが、ここでは音信物（贈り物）のことをいう。

停止ちよど 〓 禁止

一神社、仏閣、塔などの修理の時、拡張工事は以前から禁止されている。再度注意を促す。また小さな庵を設け当人を住まわせる事を禁止する（ただちに取り崩しを命ずる）。出家・社人が御役人免状（役所からの許可証）を持たず、相対をもつて百姓たちに寄進を求めめることを堅く禁止する。もし違法のものがあれば住所、氏名を確かめ役所に届け出ること。

付けたり

・田畑に家を建ててはいけない。これまで田地に家を建てている分は、山の端など差し支えない所を選び、おいおい移るようにせよ。その折りは役所に届け指図を受けること。

一神事はこれまで通り秩序正しく行う事。祭座に当たる時は氏子のみ集め、大きな費えにならぬよう心掛けること。

一村々の大庄屋・庄屋といえども晒帷子さらひかたびらぬまの、貫物かむしもの、太織ふとおの類を着てはいけない。百姓たちは（礼装にも）青染め紋付を使うこと。百姓たちは女・子どもに至るまで、目立つ染色・模様・形付は堅く禁止する。男女とも帯・腰帯に太織り類は使用しないこと。以上のことは前々か

ら伝えてあるが、再度厳しく取り締まることとする。尤も、献金により許された者はこれまで通りとする。

一村々の役人・村醫師・神職・山伏、ならびに特に許されたものの外は、傘を差してはならない。ただし女は別とするも日傘を差すことは許されない。木綿の合羽は村役人であつても堅く禁止とする。

付けたり

・惣庄屋役所の小使、村々の皆合は諸帳面を持ち歩くので傘の使用を許す。献納の者で許されたものもこれまで通りとする。

一百姓どもが家を作る場合は、これまでの指示どおり、大きな普請は決してしないように。もし家作りする場合はなるべく手輕に造作すること。板天井や襖などは堅く禁止。これまである分はそのままとし、修復の時天井は除き襖は板戸に取り替えること。以後、家作りする場合は、完成の後村役人に届け役人どもが検査し規則に違ふ場合は取り崩し、建てさせてはならない。

◇用語説明

社人 しゃにん 〓 神社に仕える人、一般に下級の神職をいう。

しゃじんともいう。

相對 あひたい 〓 当事者同士が互いに会つて事を行うこと。

晒帷子 ざしのかたびら 〓 白く晒した麻または白絹を用いた単衣もの。

もつぱら夏に用いる。

貫物 ぬきもの 〓 袴の裾をくくつたもの

太織 かとり 〓 太い糸を使つた分厚い絹織物

青染紋付き あざもみえんつき 〓 藍で染めた綿の紋付。

一村々の百姓たち、決められた軒別(家ごとの区分)を嚴格に守ること。家主(戸主)、惣領(長子)、孫正統(長子の長子)の他は妻帯は決して許されない。この後法に背き納屋、小屋などに世帯を分けるものがあれば、家主はもちろん家族全員を人別・軒別の帳面より除外(村追放)し、村役人も不行き届きの責を問われることになる。

一村々の者が櫛、こうがい、かんざし等の髪飾りに、べつ

甲、銀、水牛を使用したもの、蒔絵のあるもの、そのほか目立つ髪飾り、特に金銀色、尺長は格別に使用を禁止する。並の塗り櫛、笄、髪差しには、真鎮、角、鯨白、丈長で拵えたものを使用すること。小女でも、髪飾りや

着物の袖口に絹布きぬぢを用いてはならない。

付けたり

・女用の履き物に皮緒かわいのもの、雪駄せつだ、小さな子どもこどもの絹緒きぬいのもの、裏付け草履くさじは以前より厳しく禁止してきたが、再度処罰しよばつを含め厳しく申し渡す

一村々の者たち、婚礼けいらいや重立じゆうたつつ祝儀いわいぎのお披露目ひやうめは、親類しんるいのほかは招かず、それぞれの身分みぶんより手軽く取り計らい、大きな物入りものいりにならないぬようにせよ。大酒おほいさけは致さず酔狂よきやうに及ばぬよう嗜たしなむべきこと。

付けたり

・婚礼けいらいの時、石打いしうち、水祝みづいわいなどは禁止しているから心得こころえ違ちがいしないようにせよ。

一村々の者たち、葬式そうしきの節も大勢集まらず、分限ぶんげんより手軽てがるに済ませ、無駄むだな費つひえを避けること。仏事ぶつじや作膳さくぜんも同様どうがうとすること。

付けたり

・自分の身分みぶんの程ほどを考えず、葬儀そうぎなどの時、他所たつとの僧そうや門徒もんたの者まで大勢招まねき仏事ぶつじをなす者もあるやに聞きく。村全体むらぜんたいの礼儀れいぎ風俗ふうぞくを乱みだすものであり、今後こんごこのよような事実じじつがあれば厳きんしく処罰しよばつする。

◇用語解説

筭そろがし 〓もとは髪をかきあげる用具だが、近世は女の髪

にさして飾りとした。

尺長しゃくなが 〓一定の寸法より長く作ったもの

真鍮しんちゆう 〓真鍮の書き誤りか。真鍮は銅と亜鉛の合金

鯨白げいはく 〓鯨の歯 または骨

丈長たけなが 〓丈の長い奉書ほうしょを細かく切つて元結もとむすいの上に結ん

だもの

雪駄せつだ 〓竹皮たけかわで作った草履ぞうりのかかとの部分ぶぶんに尻鉄しりてつ、また

は裏全体うらぜんたいに獣皮じゅうひを付けたもの。

石打いしうち 〓若者わかしよどもが新婚しんこんの夫婦ふうふに石いしを投なげて冷ひややかす祝いわい

いの風習

水祝みづいわい 〓若者わかしよたちが新婚しんこんの夫婦ふうふに水みづを浴あびせて冷ひややかす

祝いの風習

分限ぶんげん 〓身の程ほど、尊卑そんひの区別くわくべつによつて定まる身分みぶん。金持かねもち

のことを言う場合もある。

作膳さくぜん 〓佛ぶつに善根ぜんこんを施せすこと。仏事ぶつじに寄進きしん、あるいは追善しゆぜん

供養くうやうをなすこと。

一村々の紺屋こうやの心得こころえとして、村々の者たちに禁止して

る目立つ染色や手の込んだ形付け等、高価なもの注文を請けてはならない。他領からの注文であつても同じ。この決まりに背く者は厳しく処罰する。

一浦方の者は、上方、瀬戸内から来た者と接し取引する事が多い故、村方の者とは違ふ事情もあると思われるが、すべて前条の趣きに従い行動し、少しも華美に走らず質素を心掛けること。村方と違ひ萬事ゆるやかな扱いになると考え、規則に背く者は当人はもとより役人どもまでも罰することにした。やがて取り締まりの者を差し向けるのであらかじめその覚悟でいること。

以上の事は、これまで順次規制の基本として示してきた所だが、年月を経るに従い、自然と乱れがめだつようになつたと聞く。このこともあり、改めてこのたび御改革の書面を出された。全ては下々の者を救い家族を養う基を示す厚い思し召しによるものである。その意を理解し、末々の者まで洩れなく確実に決まりの趣旨を守ること。万一不心得の者が在れば、当人・役人ともに処罰する。いふまでもなく所役人の責任である。追つて取り締まりの役人を派遣するので前もつて心掛けること。調査を実施

する予定であるから、各自の生活はできるだけ質素に、少しも贅沢せず、農閑期の稼ぎも気をゆるめず、精を出し御年貢・諸上納・夫役など滞りなきよう励むべきこと。

◇用語説明

皆合みなあひ＝村の役所の書記を言う。

紺屋ぬい＝藍染めを業とする者、後には一般に染め物屋を言う。

形付かたづけ＝型紙を使い染料を押しして模様を付けること。または布の模様をいう。

法度はつと＝おきて、法令。禁令。禁制。近世幕府が旗本・御家人・庶民の支配のため発したのもの。